

埼玉県障害者権利擁護センター事業仕様書

埼玉県障害者権利擁護センター事業実施要綱に基づき、事業を受託した事業者は、次の事業を実施するものとする。

1 使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村又は県への通報義務がある。また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は県に届け出ることができる。埼玉県障害者権利擁護センター（以下、「センター」という。）は、これら通報、届出を直接受理するとともに、市町村が受理した通報、届出については、市町村から通知を受理する。

2 使用者による障害者虐待に係る事項の県への連絡

センターは、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合及び市町村から通知を受けた場合には、県に連絡し、県が事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等室に報告する際の協力を行う。

なお、通報内容が明らかに障害者虐待に該当しない場合には、センターは適切な労働相談窓口につなぐ。

3 使用者による障害者虐待に関する休日・夜間の対応

上記 1、2 の場合において、市町村からの休日・夜間の通知については、専用携帯電話を確保し、センター職員が受理して県に連絡する。

4 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介

センターは、使用者による障害者虐待に限らず、障害者の虐待全般に関する相談に応じる。

その結果、必要があれば、虐待を受けた障害者の居住する市町村や就労支援センターなどの関係機関に情報提供等を行い、相談支援や福祉的な措置等を依頼する。

また、虐待を受けた障害者やその養護者に対して市町村等が必要な支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの活用を検討している場合には、それらに関する相談や関係機関を紹介する。

5 センター機能の周知及び虐待防止に関する啓発、広報

センターは、障害者虐待防止に関する会議や研修の機会を活用し、県が実施する広報・啓発活動に協力する。また、県民や事業者等にセンター機能の周知を行う。